

【中国】 刑法第9次改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2015年8月29日に成立した刑法第9次改正では、昨今の犯罪傾向や深刻な社会問題を踏まえ、公正な刑罰と犯罪の予防を目指し、多くの新たな規定が盛り込まれた。

1 刑法改正の経緯

中国の刑法は1979年に制定され、1997年に全面改正された。その後、2011年の第8次改正まで、1年ないし数年おきに部分改正が行われてきた。改正の都度、市場経済化の進展など社会情勢の変化に対応するため、経済・金融犯罪に関する規定等が整備されてきたほか、第8次改正では75歳以上の高齢者等に対する処罰の軽減、有期懲役の上限引上げ、減刑や仮釈放の条件の厳格化等も定められた。

第9次改正案は2014年10月の第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議に提出されて1回目の審議が行われ、その後意見公募を経て修正、2015年6月の同第15回会議で2回目の審議、その後再度意見公募を経て修正、8月の同第16回会議で3回目の審議という過程を経て2015年8月29日に可決され、同日公布された（注1）。2015年11月1日から施行される。

今回の改正はこれまでの改正の中で最も範囲が広く、汚職・腐敗やインターネット犯罪など今日の中国の社会矛盾や重要課題に関わるものが多い。そのため、社会的関心も極めて高く、1回目の意見公募では5万件近い意見が寄せられた。最終的に可決された改正案は全52項目から成り、犯罪の予防と適正な処罰の実施を目的として、具体的で実効性を重視した新たな規定が多数盛り込まれている。

2 刑法第9次改正の主な内容

(1) 死刑が適用される犯罪の削減

死刑を最高刑とする犯罪は、2011年の第8次改正により、計68種類のうち文化財等の密輸、手形詐欺、窃盗、遺跡盗掘など暴力を伴わない経済犯罪等13種類が除外され、計55種類となっていた。第9次改正では、更に武器弾薬密輸罪、核材料密輸罪、偽造貨幣密輸罪、貨幣偽造罪、資金調達詐欺罪、売春斡旋罪、売春強要罪、軍事職務執行妨害罪、戦時風説流布罪の9種類が除外され、死刑が適用される犯罪は計46種類となった。

(2) 汚職罪の量刑基準の変更と罰則の強化

汚職罪（職務上の便宜を利用した横領、収賄等をいう。）を犯した者については、汚職金額を「比較的多い」「巨額」「特に巨額」に3分類し、他の情状と総合的に判断して量刑を定める。即ち、①汚職金額が比較的多い又は他の情状が比較的重い場合は、3年以下の有期懲役又は拘禁刑と罰金の併科、②汚職金額が巨額又は他の情状が重い場合は、3年以上10年以下の有期懲役と罰金又は財産没収の併科、③汚職金額が特に巨額又は他の情状が特に重い場合は、10年以上の有期懲役又は無期懲役と罰金又は財産没収の併科、④汚職金額

が特に巨額で、かつ国家と国民の利益に特に重大な損失を被らせた場合は、無期懲役又は死刑と財産没収の併科とする。

また、汚職罪で執行猶予付き死刑判決に処する場合、裁判所は同時に、情状の重さに基づき、2年の猶予期間が経過し無期懲役に減刑した後、終身刑とし更なる減刑及び仮釈放を認めないとする決定を下すことができるとした。

(3) 贈賄罪における罰金の併科

贈賄罪を犯した者は、5年以下の有期懲役又は拘禁刑に処し、罰金を併科する。贈賄により不正な利益を図り情状が重い場合は、5年以上10年以下の有期懲役と罰金の併科、情状が特に重い場合は、10年以上の有期懲役又は無期懲役と罰金又は財産没収の併科とする。

国の職員の近親者等又は元職員若しくはその近親者等に対し贈賄を行った者に対しても、3年以下の有期懲役又は拘禁刑と罰金の併科とする。情状が重い場合は3年以上7年以下、特に重い場合は7年以上10年以下の有期懲役に処し、いずれも罰金を併科する。

組織が贈賄罪を犯した場合は、組織に罰金を科すだけでなく、責任者も3年以下の有期懲役又は拘禁刑と罰金の併科とする。国の職員に賄賂を斡旋し情状が重い者に対しても、3年以下の有期懲役又は拘禁刑と罰金の併科とする。

(4) 人身売買に関する罰則の適正化

人身売買において、誘拐された子供や女子を買った者がその被害者を虐待せず、その救出活動や元の居住地への連れ戻しを妨害しなかった場合、買い手側には軽い刑が適用される。このような場合、刑事責任を免除することができるとしていた従来の規定は削除された。中国では誘拐が多発し、組織的な人身売買の取締りが大きな課題となっている。そのため、買い手側にも刑事責任があることが明確に定められた。

(5) 介護虐待等に対する罰則強化

未成年者、高齢者、病人、障害者等に対する介護及び看護の職務を行う者が介護・看護を受ける者を虐待し、情状が悪質であるときは、3年以下の有期懲役又は拘禁刑に処する。それが組織による犯罪である場合は、組織に罰金を科すだけでなく、責任者も3年以下の有期懲役又は拘禁刑に処する。

(6) 社会秩序の維持強化のための罰則の新設

災害、伝染病等の虚偽情報をインターネット等で流布し、社会秩序を著しく乱した者は、3年以下の有期懲役、拘禁刑又は保護観察に処し、重大な結果をもたらした場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。群衆が社会秩序を乱し、情状が重く、経済活動や教育・研究・医療等を妨害し、損失が重大であったときは、その中心人物を3年以上7年以下の有期懲役、その他の積極的な参加者を3年以下の有期懲役、拘禁刑、保護観察又は政治的権利剥奪に処する。そのほか、テロ活動の組織、指導及び参加、テロリストの募集、テロリズムや過激主義思想の宣伝等、テロリズム関連犯罪に関する規定も新設された。

注（インターネット情報は2015年9月14日現在である。）

(1) 「中华人民共和国刑法修正案（九）」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgf/fl/201509/20150900478891.shtml>>